

獨協地域と子ども 法律事務所だより

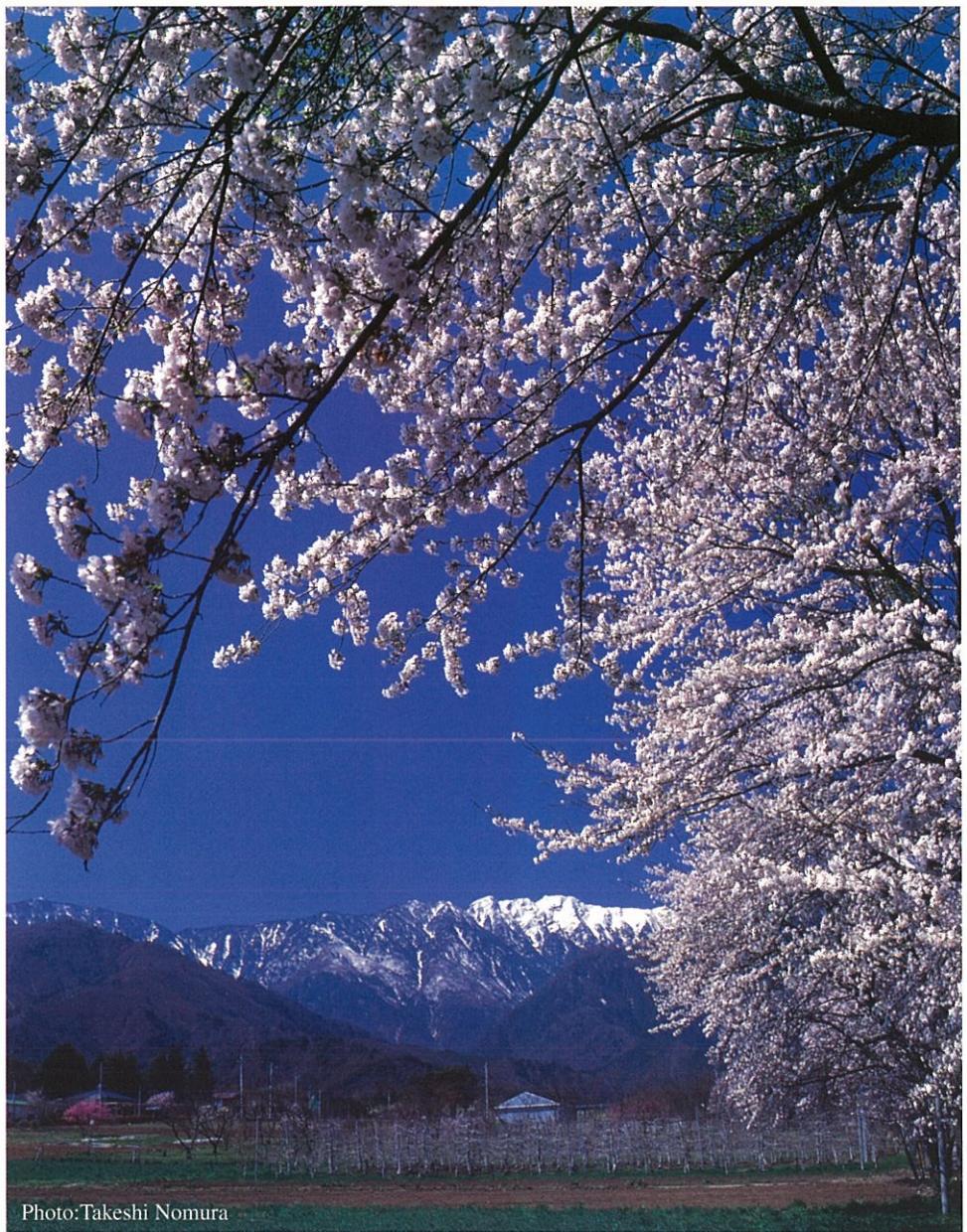


Photo:Takeshi Nomura

所長
弁護士 柳 重雄

様々な課題に真正面から立ち向かいつつ、法科大学院内にある法律事務所、地域の中にある法律事務所、子どものための法律事務所の原点を忘ることなく、引き続き前進をしてゆきたいと思います。

2009.3
vol.2

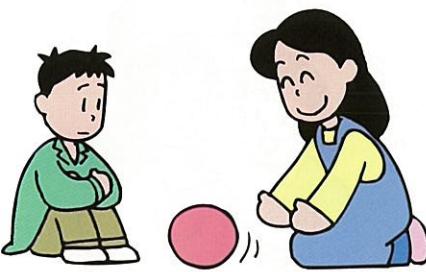
ご挨拶

独協地域と子ども法律事務所を設立して二年になろうとしています。一緒にスタート臨床法教育に貢献する、などとした「地域と子どもリーガルサービスセンター」を支える、地域密着型の法律事務所をめざす、法科大学院学生への

いった目標はこの二年間でどの位達成されたでしょうか。まだ多くの課題がありますが、着実に前進をしているところもあります。

何より重要なことは、事務所に独協法科大学院第一期生の西澤豊陽子弁護士を迎えたことです。新人の新しい息吹は、事務所に絶えずエネルギーを与えてくれるものだと思います。

子どもの人権を巡る諸問題でも、地域の人々を巡る様々な事件を巡つても、また法科大学院の方を巡る議論でも、或いは裁判員裁判など司法を巡る問題でも課題はまさに山積しています。



少年事件を とおして…

最近、「発達障がい」ということをしばしば耳にする。生まれ持った特性から生きにくさを感じている子どもというふうにここでは考えておこう。まわりと不適応になるリスクを抱えていることから、虐待を受けてしまったり、いじめを受けてしまったりすることがある。また、その不適応が、結果的に、社会的な意味での問題行動に結びついてしまうことすらある。もちろん、周囲の人とともにリスクを軽減し、不適応などにならない子どももたくさんいることはいうまでもない。

先日、少年事件で、こうした特性を持つA君と出会った。彼は、①相手の気持ちを読むことが難しい、②ものの因果関係を捉えて原因を振り返ることが難しい、③さらに、じっとしていられないという子どもであった。少年事件の付添人としては、少年審判までの短い期間に、事件を起こしてしまった少年と面会を重ね、少年が抱えている問題点や要保護性について理解をするとともに、必要な調整活動を行い、少年が事件に向き合えるよう、あるいは内省を深めることができる手伝うことが必要であるということになるが、この少年の場合、そうした内省を深めさせること自体が難しいものであった。

結局、この少年に関わってこられた障がい児教育の大学教授のアドバイスもあり、絵を描きながら、絵を介して会話をするという手法を使ってコミュニケーションを図った。それなりの成果があったと感じているが、他方で、こうした子どもたちが社会を生き抜くための間口があまりにも狭く、結果として、こうした子どもたちの生きにくさを改めて実感させられたというのが正直な感想である。

どこにいても、適応しにくく、相手の気持ちがわからないためにトラブルが起こり、落ち着きなさと相まって、その子どもにとっての論理はあっても周囲にはそれが見えないことから行動が衝動的とみられてしまう。こうした子どもに対する支援はもとより、もう少しこうした子どもにとって生きやすい環境を作れたら、誰もが生きやすい社会になるのに、そう思わずるを得なかった。

弁護士 野村 武司



獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学法科大学院棟1階
TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

公平な 第三者機関の確立を



産科医及び産院の減少が問題となっています。出産は時を選ばず、対応する医師にとり重労働であることが理由の一つといえます。しかし、それ以外にも法的なリスクが高いことも原因とされているようです。

医療裁判となるもののうち、出産事故が占める割合が高いという現実があります。それは、そもそも出産が大きな危険を伴うものであること、科学技術の進展と医療水準の高度化によってこれまで救えなかった命を救えるようになるとともに、医師に要求される医療水準も高くなっています。過失として捉えられることが多いっているからだと考えられます。異常が生じ、胎児や母体の命や健康が損なわれるがあれば、期待が大きかっただけに関係者の落胆も大きく、訴訟にまで発展するケースが多く出てくるのではないでしょうか。

ただ、医療事故には、いわゆる「3つの壁」（専門性の壁・密室性の壁・封建制の壁—系列関係の医師の過失については別の医師は証言しない等）があり、患者側には、訴訟提起に伴う費用（金銭・時間・労力）が多くかかるため、訴訟提起を断念してあきらめることも少なくないと思われます。

多くの人々の命をはぐくむためにも、医療側と患者側が対立せず、早期に専門家が事実関係を調査し、それをもとに患者側も適切かつ迅速な救済がなされ、医療側も従前の行為の欠点を認識し、医療の改善に役立てられるような制度（第三者調査機関）の確立が求められているといえます。

弁護士 井原 正則

New Face!

決意を新たに



弁護士
西澤 豊陽子

今年の1月から、「獨協地域と子ども法律事務所」に勤務弁護士として勤めている西澤です。

私は当初、少年事件が仕事のほとんどになるのかなと予想していました。ところがまだ一ヶ月弱しか勤めていないにも関わらず、少年事件はもちろん、通常の刑事案件や、移転登記請求事件、交通事故事件などの一般民事事件、離婚等の家事事件といったバラエティーに富んだ案件に関わらせてもらっています。

私は、この「獨協地域と子ども法律事務所」が、地域に根ざした法律事務所になりつつあるということを感じました。そして自分自身も、一生懸命勉強して様々な事件に対応していくける弁護士になりたいと思い、決意を新たにしているところです。

はじめは至らない点もあるかと思いますが、ともかく1件1件誠実に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いします。



弁護士
野村 武司

人のつながりの中で

昨年は夫婦関係と親子関係の問題に関する事件への関わりが多かったように思う。依頼を受けたきっかけとして、他の相談機関から紹介であったり、たまたま何かの機会にお話をすることがあってというのも少なからずあった。弁護士会で、弁護士の一覧表はもらったものの、誰に相談すればいいのか、あるいはこんなことを相談

してもいいのか迷ったなどと後から聞かされる。弁護士、弁護士事務所として情報を出しているつもりでもなかなか困難を抱えている人には伝わっていないのを感じる。ここに依頼者を繋いでくれる人たちを大切にするとともに、顔の見える関係作りが大切！そんな実感を持った。微力にすぎないかもしれないが、人のつながりを大切にしながらがんばりたいと思う。



弁護士
井原 正則

2009年度の計画

獨協地域と子ども法律事務所に入所し、丸2年が経過しました。特徴的な名前や地域の人々からの認知度の向上のおかげか、「子ども」に関する事件の依頼も少しずつ増えてきています。ただ、まだ地域の人々や子どもの持つ要望に応えられているとは思えません。3年目に入り、これからは多くの子ども達やそれに関係する団体等の方々が持っている悩みや不安に対して先んじて助言等をし、事態が深刻にならぬうちに解決の道筋を示すことができるように積極的な関わり合いを持っていきたいと思っています。

地域のための、子ども達のための、そんな「法律事務所」にするために、今年度を基盤整備のための1年にしたいと思っています。



弁護士
柳 重雄

校舎の中の法律事務所から

私たちの事務所は、大学の校舎の一階にあります。窓の外から学生たちの明るい声が聞こえています。時々は学食に行ってランチも食べます。春はさくら、夏はあじさい、秋はイチョウとキャンパスを彩ります。町中にある事務所で仕事をしている同僚達に比べて、さぞかし素晴らしい環境の中で仕事をしているかもしれません。しかも、事務所の中には、法科大学院生が、リーガルクリニックということで、一緒に仕事をしています。学生達が、まだ未熟なりに勉強に実務に取り組む様子をみると元気も出でます。

私はだんだん年齢を重ねてゆきますが、こうした事務所の雰囲気、学生達の様子から、逆に華やぎ、若やいでゆくようにも思います。法科大学院のあり方についての議論や司法のあり方を巡る問題も様々ですが、瞳を輝かせてがんばっている若者達には、将来法律家として新しい時代の司法を支えていってほしいと心から願っています。

裁判員裁判 新しい時代のはじまりになるか



平成20年11月に開催した法律講座の様子です。テーマは「裁判員制度を考える」。今後も時宜に即したテーマで法律講座を開催していく予定です。

裁判員裁判がはじまります。市民の中には、「この忙しいのに、市民の負担は大変だ。」「人を裁くなんてできない。」などと考えておられる方が多いと思います。しかし、裁判員裁判は、市民の皆さんが、裁判員として刑事裁判に参加することにより、職業裁判官のみによるこれまでの裁判を変えてゆく可能性をもっています。有罪率99.9%といわれ、調書裁判、人質司法ともいわれてきました。こうした刑事裁判の中で、えん罪とか誤判の話もよく聞きます。裁判員裁判は、日本の刑事裁判を改革するためのきっかけになるかも知れないのです。ですから、市民の皆さんのがんばりは大変かも知れませんが、是非意欲的に裁判に参加し、皆さん方市民の良識を裁判に反映し、欲しいと思います。



裁判員裁判の成否は、市民の皆さんの参加が単にお飾りに終わることではなく、自信を持つて意欲的に参加をし、裁判のあり方を変えてゆくことだと思います。その基づいた理想的な裁判に一步近づくことができるかも知れません。裁判がすさんなものにならないか、裁判員の守秘義務はこのままよいのか等の問題は、実践の中で克服してゆかなければならぬと思いますし、制度改変も必要であるからといって、単に反対を叫ぶだけでは何も解決しません。裁判員に分かりやすい裁判を実現するために私たち弁護士の役割も重要です。実践を重ねつつ、問題を克服してゆくことこそ重要なことがあります。

弁護士 柳 重雄